

伊佐市新庁舎建設基本・実施設計等業務プロポーザル参加表明書等に係る質問回答書

番号	書類名称	質問事項	回答
1	【実施要領】P.1 2 業務の概要 (4) 予算額（契約 限度額）	「※既存施設の改修における実施設計業務費については、別途発注者と受託者との協議により決定することとし、上記予算額には含まない」とありますが、既存施設の改修範囲や内容について想定されている程度をお教えいただけませんかでしょうか。	実施要領 2 (8) イにおいて、「※ 基本設計における大口ふれあいセンターとの複合的な利用の検討による一体的な整備計画に応じて、それに伴う改修及び施設の長寿命化を考慮した大規模改修設計について、本業務の受注者と協議を行い、随意契約する。」としており、一定の想定をしているものではないので、適宜提案されたい。
2	【実施要領】P.2 2 業務の概要 (8) 本業務に関連し、本業務とは別に発注する委託等の見込み イ	「※基本設計における大口ふれあいセンターとの複合的な利用の検討による一体的な整備計画に応じて、それに伴う改修及び施設の長寿命化を考慮した大規模改修設計について、本業務の受注者と協議を行い、随意契約する。」とありますが、当該別業務の受注者の決め方が不明なのでご質問です。 ① 本業務と別に随意契約する相手がきまっているのでしょうか。或いは、別途今後決められるのでしょうか。 ② 仮に①の相手が決まっていない場合には、本業務の受注者と随意契約するとの解釈でよろしいでしょうか。	本業務の受注者と随意契約することを見込んでいる。
3	【実施要領】P.2 2 業務の概要 (8) 本業務に関連し、本業務とは別に発注する委託等の見込み イ	「※基本設計における大口ふれあいセンターとの複合的な利用の検討による一体的な整備計画に応じて、それに伴う改修及び施設の長寿命化を考慮した大規模改修設計について、本業務の受注者と協議を行い、随意契約する。」についてご質問です。 ① 大規模改修設計には、構造の変更を伴うような内容、例えば「増築」又は「減築」等が想定可能でしょうか。 ② 仮に①の構造の変更が伴う場合には、設計に必要な既存建築の	① 基本計画 第4章 2 (2)を参照のこと ② 特記仕様書(案) 3 (8)を参照のこと

		竣工時の設計図書や構造計算書の提供が受けられるのでしょうか。受けられる場合は有償無償の区別についてもご教示ください	
4	【実施要領】 P.3 4 参加資格要件	共同企業体の場合、代表者及び構成員の出資比率最低限度に関する規定があれば、お示しください。	規定は設けていないので、適宜判断されたい。
5	【実施要領】 P.3 4 参加資格要件 (1) 参加資格 イ	『市民ワークショップの運営など、市民参加による公共施設づくりについての経験、および能力を有すること』とありますが、この事を証明するために書類提出は必要でしょうか。またその場合、具体的にどのような書類を提出したらよろしいでしょうか。ご教示ください	参加表明時点においては書類の提出は求めないが、審査するうえで、必要と判断する書類等の提出を求める場合がある。
6	【実施要領】 P.3 4 参加資格要件 (1) 参加資格 イ	参加資格要件として「市民ワークショップの運営など、市民参加による公共施設づくりについての経験・能力を有すること」とありますが、様式中には記載する箇所が見当たりません。具体的な実績等としては記載不要ということでしょうか。	参加表明時点においては様式中に記載することは求めないが、審査するうえで、必要と判断する書類等の提出を求める場合がある。
7	【実施要領】 P.3 4 参加資格要件 (1) 参加資格 ケ	「伊佐市までの移動にかかる所要時間が 2 時間以内の場所に、本店・支店又は営業所等を有し、市の要請に応じて担当者の来庁が可能な体制がとれること。」について ① 単独又は JV の代表者のことでしょうか？ JV 構成員でよろしいですか。 ② 2 時間の捉え方が曖昧で判断しにくいです。極端なことを言うとヘリコプターで遠方から来庁でも良いのでしょうか。例えば鹿児島・宮崎・熊本の近県等、エリアを明示して貰えないでしょうか。単独又は JV での参加を決めるのにとっても紛らわしい為、5 月 1 日の回答では参加表明に間に合わないと考えます。ご配慮いただけると幸甚です。	市ホームページにある「実施要領についての補足説明（令和 2 年 4 月 21 日付）」を参照のこと。
8	【実施要領】 P.3 4 参加資格要件 (1) 参加資格 ケ	共同企業体とする場合、市の要請に応じて来庁可能な担当者は、構成員からの担当者でよいと考えてもよろしいでしょうか。	市ホームページにある「実施要領についての補足説明（令和 2 年 4 月 21 日付）」を参照のこと。

9	<p>【実施要領】 P.3 4 参加資格要件 (1) 参加資格 ケ</p>	<p>伊佐市までの移動にかかる所要時間が2時間以内の場所に本店・支店または営業所を有し、とありますが証明する資料は必要ですか。</p>	<p>参加表明時点においては書類の提出は求めないが、審査するうえで、必要と判断する書類等の提出を求める場合がある。</p>
10	<p>【実施要領】 P.3 4. 参加資格要件 (1) 参加資格 ケ</p>	<p>「伊佐市までの移動にかかる所要時間が2時間以内の場所に、本店・支店又は営業所等を有し、市の要請に応じて担当者の来庁の体制がとれること。</p> <p>【補足事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動の手段について限定するものではない ・参加者が共同企業体である場合、共同企業体として上記要件を満たしていることを要件としており、代表者及び構成員のいずれかに限定して本店・支店または営業所等の所在を要件とするものではない。 ・担当者については、配置技術者のうちのいずれかを想定しているものではなく、一定程度の緊急的な事案に対して、事業者として適切に対応ができる体制を求めているものである。 <p>弊社は東京に事務所がありますが、本業務を受託することになった場合、すみやかに上記要件を満たす場所にオフィスを設け、担当者を配置し対応することを考えています。</p> <p>これは上記参加資格を満たすと考えて良いでしょうか。</p>	<p>差し支えありません。ただし、その場合は、庁舎が稼働し、円滑な運用ができるまでの一定の期間は、事業完了後もその体制を維持すること。</p>
11	<p>【実施要領】 P.4 4 参加資格要件 (2) 配置技術者等の資格</p>	<p>管理技術者の資格に関して、類似業務の用途は問わないのか。</p>	<p>国または地方自治体が発注した延床面積2,000㎡以上の公共施設であれば用途は問わない。</p>
12	<p>【実施要領】 P.4 4 参加資格要件 (2) 配置技術者等</p>	<p>平成15年以降の2,000㎡の「小学校の基本計画・基本設計」は該当しますか。</p>	<p>お尋ねの内容が平成15年4月1日以降に国または地方自治体が発注した延床面積2,000㎡以上の小学校における設計業務に関することであれば該当する。</p>

	の資格 イ		
13	【実施要領】P.4 4 参加資格要件 (2) 配置技術者等の資格 【様式集】 様式第4～9号	「4 参加資格要件 (2) 配置技術者等の資格」に関して、同種業務は平成15年4月1日以降に国または地方自治体が発注した設計業務となっていますが、様式第4～9号の備考欄には平成15年4月1日以降に業務が完了したものと表記があります。業務実績として認められる設計業務は、平成15年4月1日以降に国または地方自治体が発注し参加表明次点で設計業務が完了している(施工中は可)設計業務と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
14	【実施要領】P.6 6 参加手続等 (2) 現地見学会等	施設内の状況等について、貴市HP掲載分以外のものの掲載要望は、いつからいつまでに、どのような手段でお願いすれば良いでしょうか。	施設内の状況等の掲載に関する要望については、技術提案書等に関する質問の受付期間内に、様式第18号を用いて書類名称の欄に「要望」と記載し、質問事項の欄に要望内容を記載して行うこと。可能な限り対応することとし、5月25日までに随時掲載する。ただし、内容によっては期限内に掲載できないことも想定されるため、なるべく早めに要望すること。なお、要望に係る対応等の可否については回答しない。
15	【実施要領】P.6 6 参加手続等 (4) 参加表明書等の提出	令和2年5月7日(木)午後5時15分までに、事務局へ持参又は郵送により提出すること、となっておりますが、提出期限までに電子メールにて提出を行い、同じ内容の原本(紙面)を提出期限である令和2年5月7日(木)までの発送にて提出することに変更していただくことは出来ませんでしょうか。 ※緊急事態宣言の発令により、在宅勤務の要請を受けているため、提出期限までの持参又は郵送(必着)が厳しい状況にあります。 <本質問の回答につきましては、5月1日以前で早期にご教示いただけましたら幸いです。>	諸般の事情に鑑み、実施要領を改正(参加表明書等の提出期限の延期等)したところ。市ホームページにある「実施要領の改正(参加表明書等の提出期限の延期等)」を参照のこと。
16	【実施要領】P.10 9 審査項目・評価	「設計チームの構成・実績など」で20点の配点がありますが、これは管理技術者及び各主任技術者の業務実績について、施設の規	業務実績の評価については、一定の基準を設けている。

	方法	模・同種・類似・携わった立場に応じた採点基準があると考えてよろしいでしょうか。	
17	【実施要領】 P.10 9 審査項目・評価方法	表中の評価項目のうち「設計チーム」について、各技術者の業務実績に対する評価として、同種業務と類似業務では評価は同等と考えてよろしいでしょうか。また、業務における立場として、主任技術者と担当者では評価は同等と考えてよろしいでしょうか。	業務実績の評価については、一定の基準を設けている。 なお、建築（総合）主任技術者は本業務の要となる存在であり、実際に現地で協議・検討・指示ができること。
18	【実施要領】 P.10 9 審査項目・評価方法	表中の評価項目のうち「設計チーム」について、各設備主任技術者の保有資格に対する評価として、建築設備士と設備設計一級建築士では評価は同等と考えてよろしいでしょうか。	同等と考えてよい。
19	【様式集】	2時間以内の場所に営業所等があることを証明する資料は提出する必要があるのか。	参加表明時点においては書類の提出は求めないが、審査するうえで、必要と判断する書類等の提出を求める場合がある。
20	【様式集】 様式第2号	各資格保有者の人数に関して、協力事務所がいる場合、協力事務所単体で記入しても良いですか。	様式第2号には協力者についての記載はしないこと。
21	【様式集】 様式集第2号（共同企業体の場合の構成員の概要内訳）	技術職員が複数の資格を保有している場合、様式の上の行に記載の資格（電気設備技術職員が設備設計一級建築士と技術士を保有している場合は設備設計一級建築士）の人数にのみ計上すると考えて宜しいでしょうか。 また、上記の通りの場合でも、積算の技術職員が一級建築士と建築積算士の資格を保有している場合は、その技術者は建築積算士の人数に計上すると考えて宜しいでしょうか。	複数の資格を有する者は、最も専門とする分野で記載すること。
22	【様式集】 様式第3号	共同企業体とする場合、設計事務所の業務実績を全て代表者の業務実績で記載して宜しいでしょうか。	差し支えありません。
23	【様式集】 様式第3号	共同企業体の構成員ごとに記載することとありますが、協力事務所に関しても記述しますか。	様式第3号には協力者についての記載はしないこと。
24	【様式集】 様式第3号及び様式第3号（共同企業体	共同企業体での参加を予定しています。 様式第3号で業務実績が最大5件とされています。また様式第3号（共同企業体の場合の構成員の業務実績内訳）備考欄で「様式第3	差し支えありません。

	の場合の構成員の業務実績内訳)	号と様式第3号(共同企業体の場合の構成員の業務実績内訳)に記載する数は一致すること。」との記載がありますが、A者・B者の2者の共同企業体の場合は、2者の実績数の合計が5件以下となるような記入(例えばA者4件の場合、B者は1件のみの記入)ということでもよろしいでしょうか。	
25	【様式集】 様式第3～9号	業務実績の施設の概要において、備考に「業務実績は、同種又は類似業務の実績(平成15年4月1日以上に業務が完了したもので、延床面積2,000㎡以上のものに限る。)について、最大5件記載すること」と御座いますが、同種又は類似を判別する具体的な定義をご教示願います。	実施要領 4 (2) イを参照のこと。
26	【様式集】 様式第3～9号	庁舎または支所が複合施設である場合、同種としてみなす面積の基準(2,000㎡以上)は、延床面積を基準に考えてよろしいでしょうか。あるいは、庁舎および支所が占める面積(按分値)のみで考えるべきでしょうか。	庁舎または支所等を含む複合施設については、同種業務で記載のこと。
27	【様式集】 様式第3～9号	基本設計までを行った業務実績については、記載可能でしょうか。可能である場合、基本および実施設計を行った場合と点数の計上方法は異なりますでしょうか。	基本設計までを行った業務実績についても記載することは差し支えないが、本業務は基本・実施設計等業務として発注するものであることから、同様の業務を優先して記載されたい。
28	【様式集】 様式第4号	管理技術者に必要な類似業務実績に以下は含まれますか。 ① 2,000㎡以上の改修設計業務で自治体発注のもの ② 2,000㎡以上の事務所・学校・病院等、いずれかの民間施設	① 改修設計業務は含まれない。 ② 民間施設は含まれない。
29	【様式集】 様式第4～8号	手持ち業務の状況については、設計業務について記載し、監理業務は除くものとして考えてよろしいでしょうか。	差し支えありません。
30	【様式集】 様式第4～8号	発注者が発行した証明書、契約書により業務に携わった立場を証明することが困難である場合、掲載誌資料により各担当技術者の氏名が確認できるものでお示しする形でも宜しいでしょうか。	差し支えありません。ただし、その際は受注者の印を付するなど、当該書類が虚偽の疑いのないものとする。
31	【様式集】 様式第4～9号	手持ち業務については、設計業務のみ記載し、監理業務は含まないと考えて宜しいでしょうか。	差し支えありません。

32	【様式集】 様式第4～9号	「業務における携わった立場を確認できる資料」として、自社捺印済みの証明書として宜しいでしょうか。	差し支えありません。
33	【様式集】 様式第4～9号	管理技術者、各主任技術者の経歴及び業務実績は様式第3号と重複する内容となっても良いですか。	差し支えありません。
34	【様式集】 様式第4～9号	各書式の備考欄に「業務における携わった立場を確認できる資料の写し」の添付を求められていますが、一般に市販されている雑誌や各種学会等での論文に掲載された内容の写しにて確認をしていただくことは可能でしょうか。また、自社にて作成し発注者に提出した体制表等にて確認をしていただくことは可能でしょうか。	差し支えありません。ただし、その際は受注者の印を付するなど、当該書類が虚偽の疑いのないものとする事。
35	【様式集】 様式第5～9号	主任技術者について、各部門において2名以上の複数配置は可能でしょうか。	実施要領 4 (2) ウ及びカのとおり。
36	【特記仕様書(案)】 1 業務概要 (3) 設計と条件 エ 設計の条件	新庁舎と既存公共施設との複合的かつ一体的な検討が求められていますが、既存公共施設に関して、「確認申請書(計画通知)」「検査済証」「竣工図(CADデータ)」「その他関連法令手続書類」等の写しなど既存建物の現状を把握する資料をご提供いただけたらと考えてよろしいでしょうか。 また、既存公共施設についてのアスベスト調査および撤去設計は不要または必要な場合は別途に調査会社を選定の上で実施するかと考えてよろしいでしょうか。	資料については可能な限り提供する予定。また、アスベスト調査等については、別途実施することを予定しており、本業務には含まない。
37	【特記仕様書(案)】 1 業務概要 3) 設計と条件 オ 履行期間(予定)	業務の履行期間は令和4年1月31日まで、となっておりますが、これは「市町村役場機能緊急保全事業」の活用のため、令和2年度中の実施設計への着手を条件とした期間設定となっているのでしょうか。 また、その場合、年度末に必要な成果品等あれば、ご教示をお願いいたします。	お尋ねにあることを条件とした期間設定とはなっていない。
38	【特記仕様書(案)】 2 業務仕様	土壌汚染調査や文化財調査は不要と考えてよろしいでしょうか。 また、必要である場合は別途に調査会社等を選定の上で実施するかと考えてよろしいでしょうか。	必要な調査等については提案等を考慮し、受注者との協議のうえ決定する。

39	【特記仕様書（案）】 2 業務仕様 オ	「…やその他必要となる造成設計、排水設計、防災設計、道路設計、公園緑地設計等に係る関係機関等との協議及び申請当業務…」とありますが、造成設計、排水設計、防災設計、道路設計、公園緑地設計等は本業務外の別途業務として実施されると考えてよろしいでしょうか。もしも本業務に含まれる場合、土木設計仕様と考えられますが、設計仕様や範囲等をお教えいただけませんかでしょうか。	造成設計、排水設計、防災設計、道路設計、公園緑地設計等は本業務に含まれる。なお、設計仕様や範囲等については提案されたい。
40	【特記仕様書（案）】 2 業務仕様 ク	「庁内検討会議との協議や市民ワークショップ等の開催」とありますが、具体的にどの様な業務で開催頻度や回数の見込み等をお教えいただけませんかでしょうか。	提案されたい。なお、内容により協議・修正等を求める場合がある。
41	【特記仕様書（案）】 2 業務仕様 コ	「透視図及び模型等の作成」とありますが、具体的な仕様や数量をお教えいただけませんかでしょうか。	提案されたい。なお、内容により協議・修正等を求める場合がある。
42	特記仕様書（案） 4 成果品 (2) 実施設計	表中の「d 電気設備」のみ工事費概算書が記載されていますが、実施設計後の段階において概算が必要でしょうか。	・「工事費概算書」は誤記載につき、実施設計後の段階においては不要。特記仕様書（案）は追って差し替えます。
43	【特記仕様書（案）】 4 成果品 (2) 実施設計	表中の「f 建築積算」に建築工事積算数量算出書とその下段、建築工事積算数量調書とありますが、違いはなんですか（電気、機械各設備も共通） また、設計書（予算書）の作成は不要でしょうか。 なお、作成する場合、所定のシステムや書式等はございますでしょうか。	特記仕様書（案） 4 において「下表に掲げるものを基本とする。ただし、設計図書作成業務に関する成果品の概要を示したものであり、業務の実施に当たっては発注者と打合せのうえ決定する。」とあるとおり、成果品の詳細については提案等を考慮し、受注者との協議のうえ決定する。
44	【特記仕様書（案）】 4 成果品 (2) 実施設計	表中の「g 電気設備積算」に電波障害対策図との記載がありますが、「d 電気設備」の成果品と考えてよろしいでしょうか。	ご指摘にあるとおり。特記仕様書（案）は追って差し替えます。
45	その他	「伊佐市新庁舎建設基本計画」に関して、基本設計で耐震/制震/免震の比較をすとの記載がありますが、制震/免震を採用することになり性能評価を行うこととなった場合、事業スケジュールにある設計期間では不足することが予想されます。その場合、設計期間お	お尋ねの内容については提案等を考慮し、受注者と協議のうえ決定するものであることから参加表明に直接関わる質問ではないと考えるが、予算額（契約限度額）の範囲内において基本計画・実施要領・特記仕様書（案）

		よび業務委託費の見直しを行うと考えてよろしいでしょうか。また、制震/免震の採用に伴い、特記仕様書(案)に記載のない業務に関する費用については別途協議して決定すると考えてよろしいでしょうか	に沿った内容を提案されたい。
46	その他	参加者が監理技術者を兼任は可ですか。	工事監理段階で、資格のある設計者が監理技術者を兼ねることは可能。
47	その他	新庁舎で求められる来庁者用、公用車用、職員用、駐輪場の一部または全部を、市有地である近隣施設であるふれあいセンター駐車場(南側、北側)、北西側駐車場(民間に貸付中)、大口元気こころ館駐車場に計画することは可能でしょうか。	特記仕様書(案) 1(3) エ eを参照のこと。
47	その他	基本・実施設計業務における設計打合せについては、伊佐市への訪問にて行うことを基本としますが、打合せ内容によってはオンライン会議等にて行わせていただくことも可能と考えてよろしいでしょうか。また、各回の設計打合せにおいては、打合せ内容に応じて必要な技術者が参加する(オンライン会議等を含む)こととし、必ずしも全ての配置技術者の現地会議体への出席は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	提案されたい。

※本回答に関する再質問の受付及び電話等での個別の回答はいたしません。